

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に採用され、タクシー乗務員として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、タクシー乗り場において客待ちのため停車していたところ、後方から走行してきた車両が乗務していたタクシーの右フェンダーミラーに接触するという事故（以下「本件事故」という。）があったという。請求人は、同日、D病院に受診し「頸椎捻挫、腰椎捻挫、右肩挫傷」と診断され、勤務日は同病院において加療し、勤務のない日はE市所在のF胃腸外科に受診し、同月〇日「頸椎・腰椎・右肩関節捻挫」と診断され治療を受けたという。

請求人は、本件事故により受傷し、療養のため休業する必要があるとして、監督署長に対して、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件事故と請求人の頸椎、腰椎等の受傷には因果関係が認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の肩、首、腰の受傷が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

当審査会において、上記再審査請求の理由及び本件審査資料を精査したところ本件事故の態様は、請求人の陳述及び会社の意見ともに加害車両から右フェンダーミラーに当て逃げされたというものである。被害の程度について請求人は右フェンダーミラーが破損したと述べ、会社は擦過痕程度であったとしている。

そこで、医証を検討すると、本件事故の発生状況と診断傷病名との因果関係について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「不明。」と述べ、H医師も同月〇日付け意見書において、「フェンダーミラーへの追突事故としては因果関係は少ない。」と述べている。

当審査会は、本件事故の態様からして、G医師及びH医師の意見を妥当であると認め、本件事故により請求人主張の各傷病に至ったとは判断できない。

#### 3 以上のとおりであるので、請求人の肩、首、腰の受傷は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。